

更生保護

地域社会とともに歩む



I

“更生保護”を知っていますか？

罪を犯した人が、罪を償い、再び犯罪をしないようにするにはどうすればよいでしょうか。

刑務所や少年院を出ると、通常の社会生活を営んでいくことになりますが、再び犯罪や非行をしてしまうことも少なくありません。立ち直ろうと決意した人を、地域社会で受け入れていくことが重要です。

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作る。

これを「更生保護」といいます。



PICK・UP!

再犯防止

近年、再犯者の割合は約5割と高止まりをしており、「再犯防止」は政府の重要な課題です。

平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づく「再犯防止推進計画」が策定されています。また、改正された「更生保護法」により、令和5年12月から保護観察処遇の充実や満期釈放者^{※1}対策など、再犯防止のための様々な制度が導入されました。

満期釈放者対策

満期釈放者は、仮釈放者^{※2}と比較して、再犯リスクが2倍以上高くなっています。このため、更生保護では、仮釈放の積極的な運用や満期釈放者に対する支援の充実に取り組んでいます。

釈放後の就労・住居の確保や、国・地方公共団体・民間協力者の連携による“息の長い”支援が必要です。

地域ぐるみの支援

犯罪や非行をした人が再犯せずに生活していくためには、地域において継続的な支援を受けることができる体制が整っていることが重要です。地域ぐるみの支援実現のために、地方公共団体では「地方再犯防止推進計画」の策定・実施を進めています。また、地域支援ネットワークの構築などの取組も始まっています。

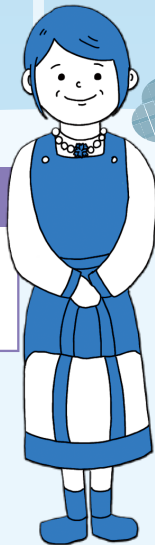
※1 満期釈放者…刑務所からの出所者のうち、刑期満了により釈放された者のこと。

※2 仮釈放者…刑務所からの出所者のうち、刑期満了前に仮に釈放された者のこと。仮釈放の期間中は、保護観察に付されます。

地域における社会内処遇

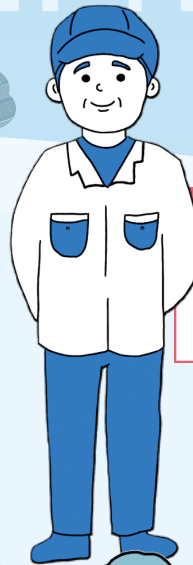
更生保護女性会 p.7

犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア団体です



協力雇用主 p.7

雇用を通じて、自立や社会復帰に協力する民間の事業主です



保護観察官 p.10

専門的知識に基づき指導や支援を行い、立ち直りを支える国家公務員です



保護司 p.7

保護観察官と共に立ち直りを支える民間ボランティアです



更生保護施設など p.8

一定期間、宿泊場所を提供し、社会復帰に向けた支援などを行う民間の施設です



更生保護協会 p.8

更生保護の活動に関する助成や啓発などを行う民間団体です



BBS会 p.7

少年たちと一緒に悩み、学び、楽しむ青年ボランティア団体です



しあわせ
幸福の黄色い羽根は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルマークです。

Ⅱ 刑事司法手続のアンカーを担います

シームレスに社会につなぐ

改善更生・社会復帰を促す「仮釈放・仮退院」

刑務所や少年院に収容されている人を仮に釈放・退院させる制度があります。
仮釈放などの期間中は保護観察の対象となります。保護観察により、必要な指導を行うとともに、住居や仕事を確保することなどを支援し、円滑な社会復帰を促しています。

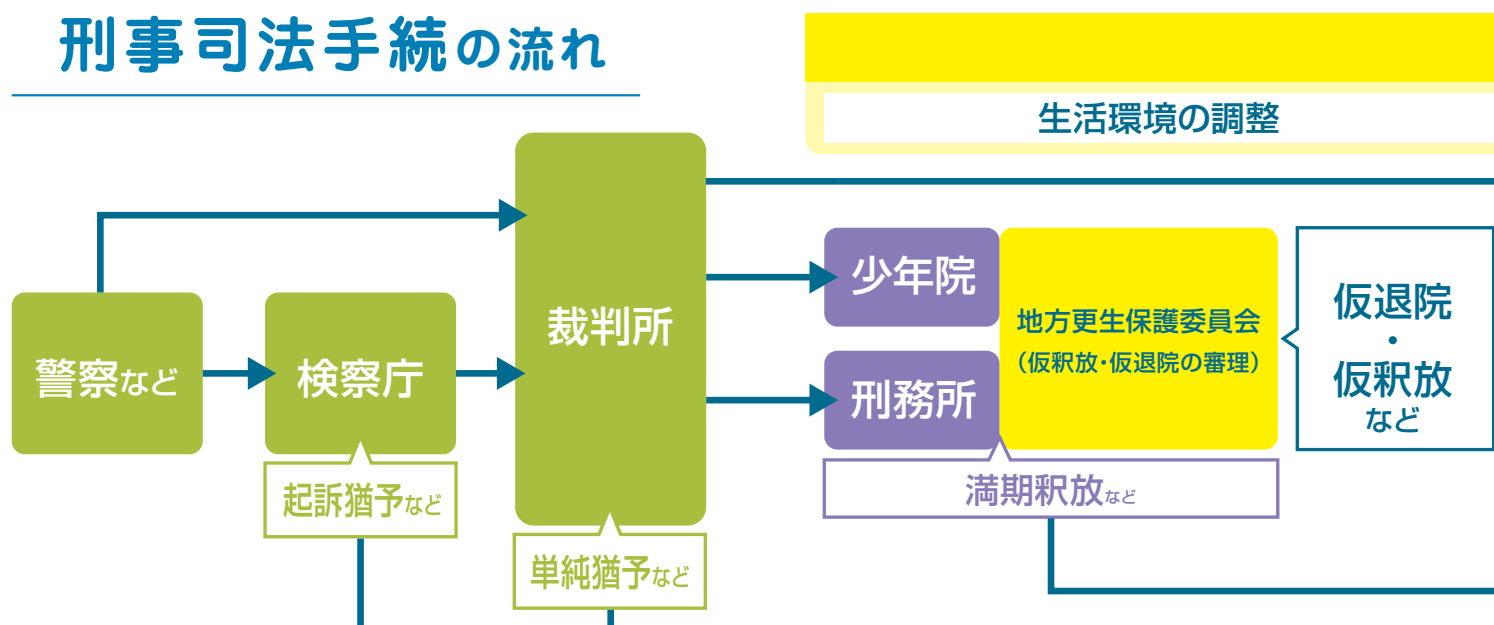
再犯を防ぐ環境を整える「生活環境の調整」

刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の帰住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議するなどして、釈放後の生活環境を調整しています。

再犯を防ぐために保護を行う「更生緊急保護」

刑務所から満期釈放された人などが生活に困窮し、再犯に至ることがないように、保護観察所では、本人からの申出に基づいて、一定の期間、宿泊場所や食事の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な生活指導などを行っています。

刑事司法手続の流れ



社会内で立ち直りを支える

健全な社会の一員へと導く「保護観察」

生活状況を把握しつつ必要な指導をし、住居や仕事の確保などの支援を行っています。
保護観察は、保護観察官と保護司を始めとする様々な民間協力者が協働して実施しています。

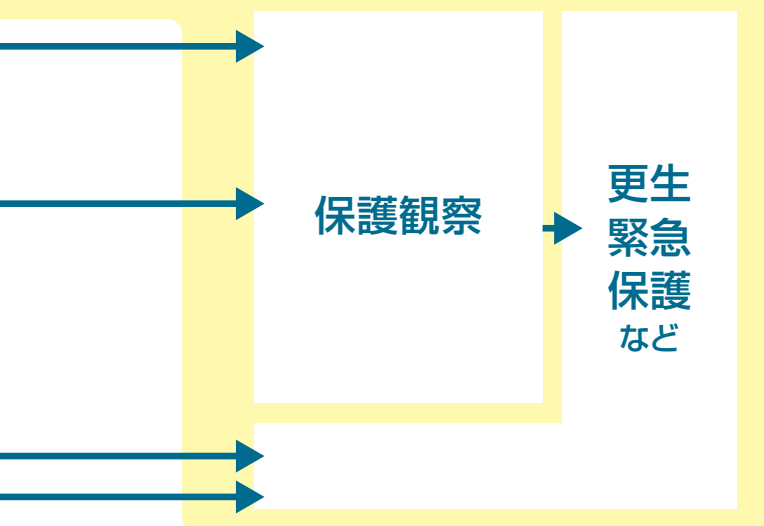
保護観察処分少年 (家庭裁判所で保護観察に付された少年)	少年院仮退院者 (少年院からの仮退院を許された少年)	仮釈放者 (刑事施設からの仮釈放を許された人)	保護観察付執行猶予者 (裁判所で刑の全部又は一部の執行を 猶予され保護観察に付された人)
原則として20歳まで※	原則として20歳まで※	残刑期間	執行猶予の期間

※処分時18歳・19歳の少年は特定少年と呼ばれ、6月の保護観察、2年の保護観察又は3年以下の少年院送致の保護処分に付されます。

体系的なアセスメント(CFP)を実施し、指導・支援の方針を決定しています。

指導監督	● 保護観察を受けている人の行状を把握して遵守事項を守るよう必要な指示を行う ● 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施する など	詳しくは 次頁へ
補導援護	● 適切な住居や医療・療養・職業補導・就職・教養訓練を助ける ● 生活環境の改善を行う など	

保護観察所



point

地域における“息の長い”支援 ～更生保護に関する地域援助～

保護観察所では、保護観察や更生緊急保護の終了後も相談に応じ、必要なアドバイスや支援の調整などの援助を行っています。

また、関係機関と連携した地域支援ネットワークの構築や、地域の方や関係機関からの犯罪や非行に関する相談にも応じています。

保護観察所の

リスタート
一人ひとりの再出発をサポート

犯罪・非行の
地域相談窓口

りすたぽ



法務省ホームページ
更生保護に関する地域援助

Ⅲ 立ち直りに必要な指導・支援を行っています

指導・支援の例

薬物等への依存があるとき

薬物依存がある人など特定の犯罪的傾向を改善するため、薬物再乱用防止プログラムや飲酒運転防止プログラムなどの専門的処遇プログラムを実施しています。

こうしたプログラムを通じて、地域の支援者に繋いでいくことも重要です。



◀集団でのプログラム
(模擬)の様子

住む場所がない・頼れる人がいないとき

住まいや頼れる親族がいない人には、更生保護法人などが運営する更生保護施設など(p.8)のほか、「自立更生促進センター」への入所を調整します。

センターは、保護観察所に併設した国立の宿泊施設で、保護観察官による濃密な指導や充実した就労支援を行っています。



▲自立更生促進センター

詳しくは
こちら



仕事がないとき

就職先がない人には、法務省と厚生労働省が連携して実施している「刑務所出所者等総合的就労支援対策」により、協力雇用主などのもとへの就労を支援しています。

また、民間の就労支援事業所に委託し、就労の確保と継続に必要な寄り添い型の支援も行っています。



▲協力雇用主

詳しくは
こちら



福祉サービスが必要なとき

高齢者や障害のある人には、刑務所出所後に福祉サービスを円滑に利用できるように、矯正施設・地方更生保護委員会・保護観察所・各都道府県に設置された地域生活定着支援センターなどの関係機関が連携して、出所後速やかに福祉的支援につなげる「特別調整」を実施しています。

Ⅳ 被害者の思いに応えるための制度があります

更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度

被害者やご遺族の方々のための4つの制度があり、全国の保護観察所に専任の担当者として「被害者担当官」(保護観察官)と「被害者担当保護司」を配置しています。

詳しくは
こちら



1 意見等聴取制度

加害者の仮釈放・仮退院等、生活環境の調整、保護観察に関する意見や被害についての心情を述べることができます。

2 心情等聴取・伝達制度

被害に関する心情や、保護観察中の加害者の生活・行動に関する意見を述べ、さらに希望がある場合には、これを加害者に伝えることができます。

3 被害者等通知制度

加害者の仮釈放・仮退院等審理や保護観察の状況などを知ることができます。

4 相談・支援

専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

しよく罪指導プログラム

保護観察を受けている人が、被害者等の被害の回復や軽減に誠実に努めるよう指導監督を行っています。例えば、事件を起こした責任や、自分の事件が被害者等に与えた影響・その心情を十分に理解し、誠意をもってその後の被害弁償や謝罪を行っていくことができるようになることを目的として、「しよく罪指導プログラム」を実施しています。

V 「恩赦」は更生の証です

罪を犯した人が自らの過ちを深く悔い、行状を改め、再犯のおそれがなくなると認められる状態になった場合などに、被害者や社会の感情も十分に考慮した上で、「恩赦」により、制限された資格を回復させたり、残りの刑の執行を免除したりすることがあります。

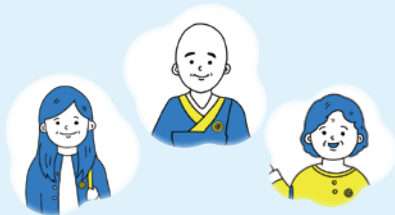
恩赦は、罪を犯した人にとって更生の励みとなるもので、犯罪のない安全な社会を維持するために重要な役割を果たしています。

詳しくは
こちら



Ⅵ 様々な立場から更生保護を支える人がいます

保護司



主な職務は、
・保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること
・刑務所などに入っている人の帰住先の生活環境を調整すること
・犯罪予防活動(p.9)を行うこと
などがあります。

詳しくは
こちら



身分

非常勤で一般職の国家公務員です。
給与(報酬)は支給されません。

任期

任期は2年ですが、再任することができます。

要件

次の条件をすべて備えていることが必要とされます。
① 社会的信望 ② 熱意と時間的余裕 ③ 生活の安定 ④ 健康

更生保護サポートセンターについて

全国の保護司会ごとに設置され、保護司活動に対する支援や関係機関との連携を行っています。

更生保護女性会



犯罪予防活動(p.9)を行うとともに、青少年の健全育成活動のほか、子育て支援活動、更生保護施設への支援など、幅広い活動を行っています。

詳しくは
こちら



BBS会



非行少年などの「ともだち」となって成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、非行防止活動やグループワークなどを行っています。また、保護観察所が実施する社会貢献活動・社会参加活動などにも協力しています。

詳しくは
こちら



協力雇用主



過去の犯罪・非行歴により就職が難しい人に対し、自立や社会復帰への協力を目的として雇用する事業主です。

就労生活が続くよう指導するなど、事業主の立場から立ち直りを支えています。

詳しくは
こちら



更生保護施設など

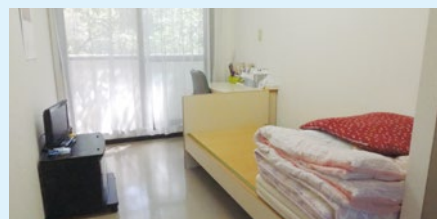
更生保護施設

法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人などによって運営されており、宿泊場所を提供するほか、就職指導・生活指導を行うなどして円滑な社会復帰を手助けします。

施設では、高齢・障害などで自立が困難な人たちが円滑に福祉サービス等を利用できるよう支援したり、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇なども実施しています。

さらに施設を退所した後、地域生活に定着するまでの間も生活相談や薬物依存からの回復に向けた支援などを行っています。

詳しくは
こちら



▲更生保護施設

自立準備ホーム

保護観察所に登録されたNPO法人などが所有する空き室等を活用し、住まいや頼れる親族がない人などに対して宿泊場所を提供し、自立に向けた支援を実施しています。

詳しくは
こちら



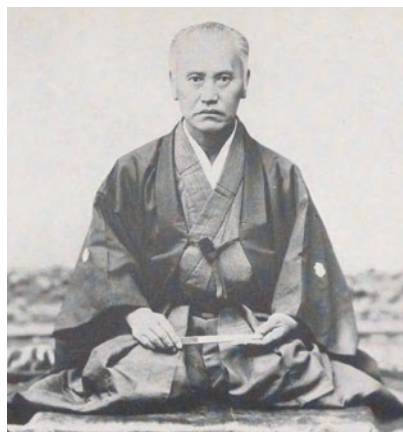
更生保護協会など

地域の関係機関・団体の中核的存在となって地域支援ネットワークを構築したり、助成や研修の実施を通じて、立ち直りを支える個人や団体の活動を支援しています。また、地域住民や地方公共団体に対する広報・啓発活動に取り組んでいます。



コラム 1

更生保護のなりたち



▲金原 明善(きんばら めいぜん)

近代の更生保護の源流は、「静岡県出獄人保護会社」(1888(明治21)年設立)にあります。生涯を通じ公益に尽くした実業家の金原明善と、静岡監獄の副典獄であった川村矯一郎らにより設立されました。

釈放者の宿泊保護や就職斡旋を行うとともに、県全域に1,700人の保護委員を配置して保護に当たらせたとされ、更生保護施設と保護司制度の先駆けになったと言われています。

我が国の更生保護制度は、明治以来、民間の発意によって生まれ、発展してきました。民間篤志家の熱意は、今も保護司を始めとする多くの民間ボランティアに引き継がれています。

VII 医療観察制度もあります

医療観察制度は、心神喪失等の状態で殺人や放火など重大な他害行為を行った人について、入院・通院により必要な医療を確保して社会復帰を促進する制度です。

保護観察所には、精神保健福祉の専門職である社会復帰調整官(p.10)が配置され、関係機関と連携して、以下の業務を行っているほか、地域社会における処遇のコーディネーターの役割も担っています。

詳しくは
こちら



生活環境の調査	審判過程で、対象となる人の生活環境を調査し、その結果を裁判所に報告します。
生活環境の調整	入院中から、退院後の住居や通院先の確保、地域生活を支える援助体制の整備を進めます。
精神保健観察	地域社会において、生活状況を見守り、必要な指導などを行います。 また、ケア会議を開催し、関係機関との情報共有や処遇方針の統一を図ります。

VIII 立ち直りには地域の理解と協力が必要です

犯罪予防活動は、犯罪の発生を未然に防ぐため、国民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善などに努める活動のことです。

犯罪や非行をした人について地域社会の人々の理解を深め、地域の一員として受け入れ、その立ち直りを見守り、支援することにより、再び犯罪や非行に陥らないような環境作りを目指しています。

法務省が主唱する「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」もこうした犯罪予防活動の一つです。

詳しくは
こちら



▲犯罪予防活動

IX 更生保護ボランティアの意義を世界に広めます

海外でも日本の保護司のように、更生保護を支える地域ボランティアが活躍しています。平成26年と同年には、「アジア保護司会議」を東京で開催しました。そして、令和3年には京都で、同6年にはオランダ・ハーグで「世界保護司会議」を開催し、アジア以外からも参加者を求めました。ハーグで行われた会議では、保護司を始めとするボランティアの取組、直面している課題やその対応策などについて話し合い、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言を採択しました。

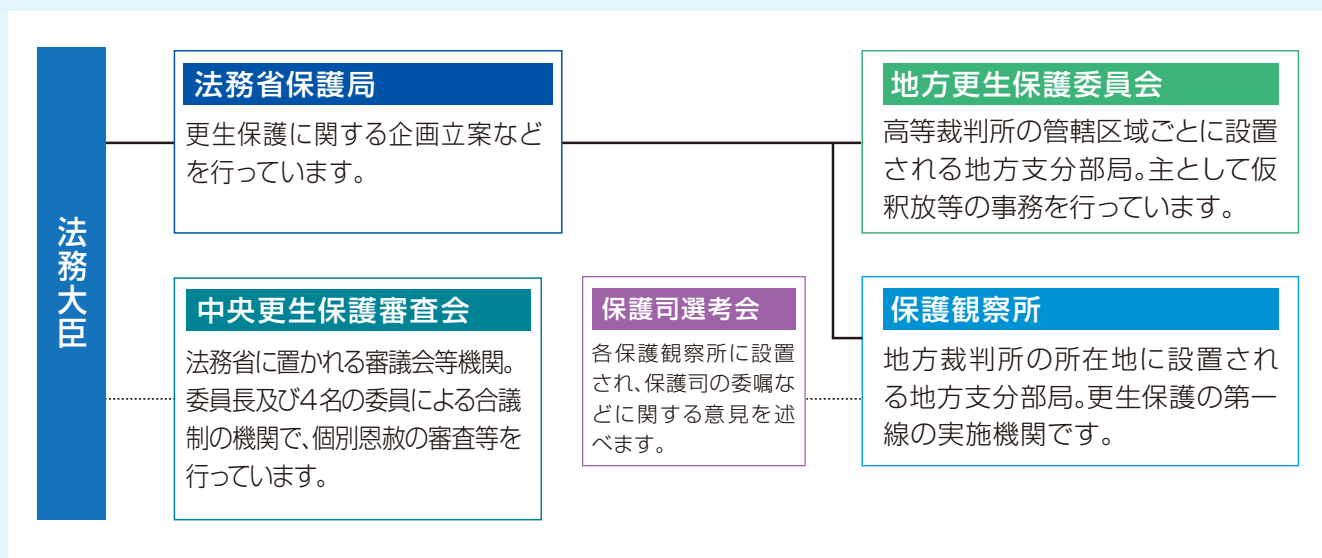
今後も保護司を始めとする地域ボランティアの意義やその重要性を国際社会に発信し、世界的な普及の促進を目指します。

詳しくは
こちら



▲第2回世界保護司会議

X 私たちが更生保護を担っています



保護観察官



地方更生保護委員会・保護観察所に配置された更生保護の専門家です。心理学、教育学、福祉及び社会学などの専門的知識に基づき、対象になる人の再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のため、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整を行うほか、犯罪予防に関する業務などに従事しています。

保護観察所には、犯罪被害者等施策などを専門に担当する保護観察官(被害者担当官)も配置されています。

詳しくはこちら



社会復帰調整官



保護観察所に配置され、精神保健福祉士などの資格を有する専門家として、医療観察制度に従事しています。精神保健福祉に関する専門的知識に基づき、医療を確保して再発を防止し、社会復帰を促進するための指導等を行っています。

詳しくはこちら



コラム
2

更生保護の組織理念

令和3年1月、「使命」と「行動指針」の2つからなる組織理念を制定しました。職員一人一人がこの理念を日々の業務の礎とし、社会の信頼に応えられるよう努めています。

使命

私たちは、犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安心・安全な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指します。

詳しくはこちら



更生保護官署一覧

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
北海道地方更生保護委員会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9907
札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9225
函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18	0138-26-0431
旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目	0166-51-9376
釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3	0154-23-3200
東北地方更生保護委員会	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-3536
青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25	017-776-6419
盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20	019-624-3395
仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-1451
秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2	018-862-3903
山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32	023-631-2277
福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17	024-534-2246
関東地方更生保護委員会	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0181
水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1	029-221-3942
宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2391
前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1	027-237-5010
さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-8287
千葉保護観察所	260-8553	千葉県千葉市中央区春日2-14-10	043-204-7795
東京保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3597-0120
横浜保護観察所	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-6-1	045-201-3006
新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1531
甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8	055-235-7144
長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108	026-234-1993
静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45	054-253-0191
中部地方更生保護委員会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2944
富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16	076-421-5620
金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1	076-261-0058
福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54	0776-22-2858
岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2	058-265-2651
名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2949
津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12	059-227-6671
近畿地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6260
大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1	077-524-6683
京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255-4	075-441-5141
大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6240
神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通1-4-1	078-351-4005
奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1	0742-23-4869
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3	073-436-2501
中国地方更生保護委員会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4497
鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109	0857-22-3518
松江保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10	0852-21-3767
岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1	086-224-5661
広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4495
山口保護観察所	753-0088	山口県山口市巾着町6-16	083-922-1327
四国地方更生保護委員会	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5090
徳島保護観察所	770-0852	徳島県徳島市徳島町2-17	088-622-4359
高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5445
松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1	089-941-9983
高知保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1	088-873-5118
九州地方更生保護委員会	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3	092-761-7781
福岡保護観察所	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3	092-761-6736
佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20	0952-24-4291
長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16	095-822-5175
熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53	096-366-8080
大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5	097-532-2053
宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1	0985-24-4345
鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10	099-226-1556
那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	098-853-2946

更生保護
マスコット
キャラクター



更生ペンギンの
ホゴちゃん、サラちゃん



クジラ先生(保護司)



イルカ兄さん・
姉さん(BBS会)



オコジョさん
(更生保護女性会)



アシカ親方
(協力雇用主)

編集 法務省保護局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話03-3580-4111(内線2608) 法務省ホームページ<https://www.moj.go.jp/>

このパンフレットは2025年6月現在の情報に基づいて作成されたものです。



保護局HP



保護局X



保護局Instagram